

# 日常生活の支援

特に「相談・問い合わせ先」の記載のないものについては、下記へご相談ください。

■ 障害福祉相談窓口（区役所 3 階） ☎3228-8956 FAX3228-5662

## 介護サービス

### 障害者(児)の緊急一時保護

#### ■ 対 象

日常生活において常時介護を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
- ② 愛の手帳 1～3 度および特に必要と認められる 4 度の方
- ③ 脳性麻ひ、進行性筋萎縮症の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳所持者で、18 歳以上の一人暮らしの方
- ⑤ 難病患者等

#### ■ 内 容

保護者等の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、学校行事、休養等により、障害者(児)を一時的に介護できなくなったとき、または一人暮らしの障害者が一時的な病気等により日常生活が困難になったとき、区に登録された民間の介護人によって、障害者(児)を一時的に保護します。利用回数は月 5 日以内、ただし休養の理由では月 2 回（24 時間）まで。

#### ■ 一時保護の方法

介護人派遣

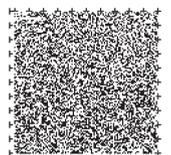
障害者または保護者の推薦により区に登録された介護人を派遣し、障害者(児)の家庭、または介護人宅で介護します。介護人には区から介護人手当を支給します。

#### ■ 利 用 登 録

初めて利用する方は、事前の利用登録が必要です。各窓口で登録申込みをしてください。

#### ■ 登録後の利用についての申込み

障害福祉課 在宅福祉係（区役所 3 階） ☎3228-8953 FAX3228-5662



## 障害児通所支援施設の一時保護事業

療育センターアポロ園、子ども発達センターたんぼぼ、放課後デイサービスセンターみずいろ、療育センターゆめなりあでは、障害や発達に課題のあるお子さんの保護者が、疾病等により介護することが困難な場合、お子さんを日中一時的に施設内でお預かりします。

### ■利用要件

保護者等が出産・病気・冠婚葬祭・休養により、障害や発達に課題のあるお子さんを一時的に介護できなくなったとき、施設内で日中一時的にお預かりします。なお、初めて一時保護を利用する方は、事前に登録の手続きが必要です。

### ■利用対象及び1日の定員

療育センターアポロ園	障害や発達に課題のある小学生までの児童	3名
子ども発達センターたんぼぼ	概ね1歳から高校生までの重症心身障害児等	2名
放課後デイサービスセンターみずいろ	障害や発達に課題のある小学生から高校生までの児童	2名
療育センターゆめなりあ	障害や発達に課題のある高校生までの児童	3名

### ■利用時間

月曜日から土曜日の午前9時から午後6時まで利用できます。

※土曜日のみ、療育センターアポロ園及びゆめなりあは午後4時までの利用となります。

※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）及びその他施設が定める休業日は利用できません。

### ■利用日数

原則として1か月につき5日以内、保護者の方の休養の場合もその範囲内で利用できます。

### ■利用登録及び利用申し込み

利用するには、登録手続きが必要です。利用登録及び利用申込の際は、直接、各施設へお電話ください。

療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25	☎3389-3700	FAX3389-3760
子ども発達センターたんぼぼ	中野区丸山1-17-2	☎5343-7883	FAX5343-7893
放課後デイサービスセンターみずいろ	中野区丸山1-17-2	☎3388-5777	FAX3388-5666
療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2	☎6382-4781	FAX6382-4782

## 日中一時支援

### ■対象

在宅の障害者（児）

### ■内容

介護者の疾病などにより介護が困難となったとき、一時的な休養が必要なとき、または一人暮らしの障害者が一時的に日常生活を営むのに支障があるとき、登録した事業所で保護します。

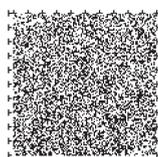
### ■利用回数

1か月5回まで（1回につき10時間以内）

### ■利用者負担

利用回数が1か月につき3回まで無料

利用回数が1か月につき3回を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。



## 重度脳性麻ひ者介護

### ■対象

在宅で20歳以上の重度の脳性麻ひ者で、身体障害者手帳1級所持者で、単独で屋外活動することが困難な方

ただし、以下の方は対象外となります。

- ①障害者総合支援法の障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給を受けている方
- ②障害者総合支援法の地域生活支援事業の個別支援型移動支援または地域活動支援センター事業を利用している方
- ③介護保険制度の訪問介護または通所介護サービスを受けている方

### ■内容

本人の推薦により、区に登録された介護人（親・子・兄弟姉妹・配偶者のみ）が屋外活動の介助などを行います。

### ■派遣回数

1回を一日単位で月12回以内

## 車いすガイドヘルパーの派遣

### ■対象

身体障害者手帳所持者で、車いす利用の方

※重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護の支給を受けている方、移動支援サービスを受けている方を除く。

### ■内容

買い物、官公庁への付き添いなど、必要に応じて、ガイドヘルパーを派遣します。ただし、通勤・営業・営利目的の活動は除きます。介護保険の利用が優先となります。

### ■派遣回数

1か月3回まで（1回につき8時間以内）

### ■利用者負担

利用時間が1か月につき15時間まで無料

利用時間が1か月につき15時間を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。

## 移動支援

### ■対象

在宅の障害者（児）・難病患者等で、屋外での移動に著しい制限のある方

### ■内容

買物、冠婚葬祭、余暇活動、その他社会参加のための活動等の外出時に付き添います。

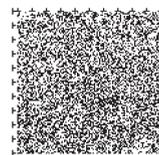
重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護の利用が優先します。

※通学等支援

区内に居住し、原則として区内の小・中学校および高等学校等に通学する障害のある児童・生徒が、保護者の疾病・就労その他やむを得ない事情により、通学、学童クラブへの通所等の介助を受けられない場合に移動支援を実施します。

### ■利用者負担

利用時間が1か月につき15時間まで無料



利用時間が1か月につき15時間を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。

## 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

### ■対 象

次の①～⑤すべてに該当する重症心身障害児(者)等を介護するご家族

①区内に住所があり、18歳に達するまでに下記②の状態になった方

②次のア・イのいずれかに該当する方

ア) 重度の知的障害(愛の手帳1度または2度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)がある。

イ) 年齢が18歳未満で、東京都の定める医療的ケア(人工呼吸器管理・酸素吸入・経管栄養等)が必要である。

③在宅で家族による介護を受けて生活をしている方

④医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方

⑤医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

### ■内 容

日常的に利用している訪問看護事業所の看護師から、一定時間の医療的ケアを受けられ、介護するご家族の方はその時間を一時休息(レスパイト)やリフレッシュ、就労に充てることができます。

(利用している訪問看護事業所が区と委託契約している必要があります。)

※所得に応じて利用者負担額があります。

※入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。

### ■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

## 重度訪問介護利用者の大学等修学支援

### ■対 象

区内に住所があり次の①～③すべてに該当する方

①重度訪問介護を利用している方、もしくはそれに準ずる方

②入学後に停学その他の処分を受けていない方

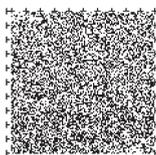
③学修の意欲があり、適切に単位を修得している方(病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く)

### ■内 容

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等の修学をサポートします。(都道府県知事から重度訪問介護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業者と契約する必要があります。)

### ■利用者負担

無料



## 重度障害者等就労支援特別事業

### ■対 象

区内に住所があり次の①～②すべてに該当する方

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ② 1週間の所定労働時間が10時間以上である方

※民間企業に雇用されている方は原則民間企業が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」のどちらかもしくは両方について独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請することが前提です。そのうえで、助成金を活用しても当該該当者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた場合に支援対象となります。

※自営業者等は、当該自営等に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれる方が対象となります。

※就労継続支援A型事業所や国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等されている方その他これに準ずる方は対象とはなりません。

### ■内 容

重度の障害がある方の通勤支援や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施することにより、就労機会の拡大及び社会参加を促進します。(都道府県知事から重度訪問介護、同行援護または行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業者と契約する必要があります。)

### ■利 用 者 負 担

生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 0円

住民税課税世帯(所得割16万円未満)の方 月額上限9,300円

上記以外の方 月額上限37,200円

## ほほえみサービス事業(会員制有料在宅福祉サービス)

### ■対 象

区内在住で、高齢や障害、病気や産前・産後など何らかの事情により、家事や身の回りの世話などの援助を希望する方

### ■内 容

地域の方の参加と協力による、会員制の区民同士の支え合いの仕組みです。

### ■利 用 者 負 担

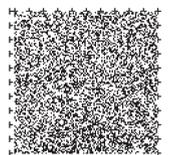
1時間900円 ※年会費(初年度)

登録月 4月～11月(3,000円/年) 12月～3月(1,000円/年)

### ■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 ほほえみサービス事業

社会福祉会館(スマイルなかの)4階 ☎5380-0753 FAX5380-0750



## 生活サービス

### 寝具乾燥サービス

#### ■対象

在宅の65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、その障害により寝たきりおよび失禁状態にある方

#### ■内容

布団・毛布など寝具類の水洗いおよび乾燥消毒を行います。

#### ■利用者負担

1回 実費の1割（生活保護受給者・非課税世帯は免除）

### おむつサービス

#### ■対象

身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、常時失禁状態にある3歳以上の方。

ただし、障害者支援施設及び介護保険施設の入所者は対象になりません。

#### ■内容

紙おむつの配付を月一回行います。また、入院中の方（生活保護受給者は除く）には、おむつ代の費用（月額6,000円を限度の実費分）を助成します。紙おむつの配送およびおむつ代の費用助成は、申請月の翌月からとなります。配送の締切日は毎月25日、費用助成の締切日は毎月末です（締切日が土日祝日の場合はその直前の平日となります。2月と4月と12月はさらに締切日が早まりますので、詳しくはお問い合わせください）。ただし、同一月内での紙おむつの配送とおむつ代の費用助成の併給はできません。

### 訪問理美容サービス

#### ■対象

65歳未満の方で、次の要件のいずれかに該当する方。①東京都重度心身障害者手当・特別障害者(児)手当の支給を受けており、理美容店舗での調髪が困難な方 ②同手当受給者と同程度の状況にあり理美容店舗での調髪が困難な方 ③難病患者で理美容店舗での調髪が困難な方。ただし、介護保険に該当する方は、原則として受けられません。

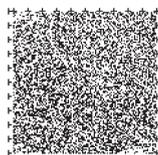
#### ■内容

区指定の理髪店の理容師、または美容院の美容師が訪問します。

申請後、利用券（年6枚。ただし、申請月により枚数に変更があります）を送付します。

#### ■利用者負担

1回 1,500円



## 入浴サービス

### ■対象

障害のある方で、一般の浴槽では入浴が難しい方。ただし、介護保険に該当する方は、原則として受けられません。

### ■内容

#### ①機械入浴

障害者福祉会館にある入浴機器を使つての入浴で、全介助です。

#### ②介助入浴

障害者福祉会館の浴室を利用した、ご家族等の介助による入浴です。

#### ③訪問入浴

ご自宅に浴槽を持ち込み介助入浴を行います。

### ■利用者負担

無料

### ■問合せ

- |                       |            |              |
|-----------------------|------------|--------------|
| ①②障害福祉課 障害者施設係（区役所3階） | ☎3228-8066 | FAX3228-5662 |
| ③障害福祉課 在宅福祉係（区役所3階）   | ☎3228-8953 | FAX3228-5662 |

## 三療サービス(出張サービス)

### ■対象

身体障害者手帳1級の方、被爆者健康手帳所持者で、高齢者会館等で実施している三療サービス（施設内サービス）を受けることが困難な方

### ■内容

区指定のマッサージ師会の施術者が訪問し施術します。

申請後、利用券（年4枚。ただし、申請月により枚数に変更があります）を送付します。

### ■利用者負担

1回 900円

## 緊急通報システム

### ■対象

18歳以上の重度身体障害のある方で、次の要件のいずれかに該当する方

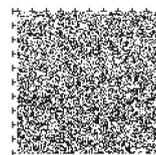
- ①一人暮らしの方、または重度の身体障害者のみの世帯に属する方
- ②重度身体障害者ではない家族等と同居しているが、日中は重度身体障害者のみ（日中独居）になる方。
- ③その他区長が特に必要と認める方

### ■内容

利用者に見守りセンサー、火災センサーおよび発報ペンダントを貸与し、急病等の緊急時の速やかな対応を図ります。

### ■利用者負担

1か月 600円（生活保護受給者、非課税世帯は300円）



## 人工肛門・人工膀胱用装具(ストーマ装具)購入費の助成

### ■対象

人工肛門・人工膀胱造設術受術者。ただし、日常生活用具のストーマ装具給付券を受給している方、生活保護を受けている方は除きます。

### ■内容

①受術者に対する助成額 月額 人工肛門は8,858円・人工膀胱は11,639円を限度額とします。  
②装具購入費の助成期間は、申請のあった日の属する月から3か月を限度とした、日常生活用具のストーマ装具の給付対象となる前の月まで。

### ■手続に必要なもの

- ①身体障害者手帳の診断書の写し
- ②本人の銀行口座の分かるもの
- ③装具購入の際の納品書・領収書

## 障害者電話基本料金等の助成

### ■対象

18歳以上の外出困難な方で、次の要件のすべてに該当する方

- ①身体障害者手帳が下肢、体幹、内部、視覚障害のいずれかが2級以上または聴覚障害が2級の方
- ②障害者のみの世帯
- ③電話名義は同一世帯員であること
- ④生活保護を受けている世帯または住民税非課税あるいは所得税42,000円以下の世帯であること

### ■内容

家庭用加入電話の基本料金および月額600円までの通話料を助成します。

## 家具転倒防止器具取付助成

### ■対象

区内在住で次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の方のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみで構成されている世帯
- ③65歳以上の方および身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみで構成されている世帯
- ④ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯
- ⑤その他区長が必要と認める世帯

### ■内容

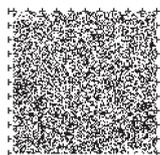
高齢者及び障害者等の安全確保を図るため、家具転倒防止器具の取付工事を無料で行います。なお、家具転倒防止器具の代金は1万円まで無料です。

### ■申請に必要なもの

各種手帳または健康保険証等の写し

### ■問合せ

建築課 耐震化促進係（区役所9階） ☎3228-5576 FAX3228-5668



## 地域での支えあい活動

### ■対 象

見守りや支援を必要とする、一人暮らしの高齢者や高齢者だけでお住まいの方、障害のある方など

### ■内 容

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、町会・自治会などの地域団体や民生委員・児童委員、区内の事業者などと協力し、地域で日頃から支援を必要とする方の早期発見や見守りに努める活動のことです。区は、町会・自治会などへの見守り対象者名簿の提供、民生委員による高齢者訪問調査の実施、地域に関わる事業者との見守りに関する協定締結などにより、地域での支えあい活動を推進しています。また、災害に備え、災害時個別避難計画の作成を進めています。

### ■問 合 せ

地域活動推進課 地域支えあい活動支援係（区役所4階） ☎3228-5582 FAX3228-5620

## 資産活用福祉資金貸付制度

### ■対 象

65歳以上の方または身体障害者手帳（1～3級）、愛の手帳（1～2度）所持者で、次のすべてに該当する方

- ①区内に引き続き1年以上居住している
- ②中野区社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービスを利用している
- ③世帯の収入及び世帯構成員の保有する資産の状況が日常生活費等を十分に支払えないと認められる

### ■内 容

現在居住中の自己所有の住宅（家と土地）を担保とした福祉資金の貸付

※対象不動産に諸要件あり。詳しくはお問合せください。

### ■問 合 せ

生活援護課 自立支援係（区役所4階） ☎3228-5637 FAX3228-8072

## ごみの訪問収集

### ■対 象

自らごみを集積所まで出すことが困難で、訪問介護や親族、ボランティア、近隣の方などの協力を得られない世帯のうち、次のいずれかに該当する方

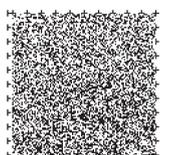
- ①身体障害者手帳1・2級の方のみで構成されている世帯
- ②介護保険制度における要支援、要介護認定を受けている方またはそれらの方と同等の状況と認められる方だけで構成されている世帯

### ■内 容

自宅を訪問してごみを収集します。希望者に安否確認を目的とした「声かけ」を行います。

### ■問 合 せ

清掃事務所 中野区松が丘1-6-3 ☎3387-5353 FAX3387-5389



## 粗大ごみのFAX申込み

### ■対 象

聴覚・音声機能、または言語機能に障害のある方

### ■内 容

粗大ごみをFAXで申し込みできます。住所、氏名、FAX番号、品名、大きさ、数量を明記して、お申し込みください。

### ■申 込 先

清掃事務所 FAX3387-5389

インターネットでも申し込みできます。

中野区公式ホームページからアクセスしてください。

### ■問 合 せ

清掃事務所 中野区松が丘1-6-3 ☎3387-5353 FAX3387-5389

## 精神障害回復者社会生活適応訓練事業(デイケア)

### ■対 象

精神障害があり回復途上の方

### ■内 容

①心の病のある方の通所ケアとして、デイケアを行っています。

②仲間づくりや社会生活をしていく上での自信や力をつけるため、話し合い・スポーツ・料理・戸外活動などの様々なグループ活動を行います。

### ■問 合 せ

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷲宮）（18～19ページをご覧ください）

## 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

### ■対 象

中野区内で在宅生活を送られており、認知症状や物忘れのある高齢者、知的障害・精神障害のある方で福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理が困難な方

### ■内 容

福祉サービスについての情報提供および利用手続き支援、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き、日常的な金銭管理（預貯金の出入金に関する手続き、生活費のお届け、福祉サービス利用料の支払、公共料金の支払い等）書類預かりサービス（金融機関の貸金庫にて社会福祉協議会が認めた書類の保管）を行います。

### ■利 用 料

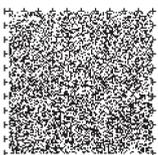
1時間 1,000円（通帳保管を希望される場合 2,500円） 書類預かりサービス保管料 月額 1,000円

※利用料減免制度があります。（要審査）

### ■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 アシストなかの 権利擁護事業担当（区役所4階）

☎5380-6444 FAX5380-0591



## 苦情相談事業

### ■対象

介護保険・障害福祉サービスを利用されている区民

### ■内容

介護保険・障害福祉サービスを利用されている区民の方で、サービスの内容や、サービスを提供している事業者に対する苦情の申立てについて相談を受けます。

### ■問合せ

○障害福祉サービスについて

障害福祉課 認定給付係 ☎3228-8916 FAX3228-5662

○介護保険サービスについて

介護保険課 介護事業者係 ☎3228-8878 FAX3228-5620

※なお、介護保険・障害福祉サービスについての相談・苦情は、下記でも行っています。

中野区社会福祉協議会 アシストなかの 権利擁護事業担当（区役所4階）

☎5380-6444 FAX5380-0591

介護保険サービスについては、東京都国民健康保険団体連合会（☎6238-0177）も窓口です。

※福祉オンブズマン、民間福祉サービス紛争調停制度については、108ページをご覧ください。

## 外出の支援等ボランティア

### ■内容

障害のある方の外出の付き添いや、話し相手などの相談に対してボランティアを紹介しています。詳しくは、お問い合わせください。

### ■問合せ

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター

社会福祉会館（スマイルなかの）3階 ☎5380-0255（ボランティア相談専用） FAX5380-6027

## 葬祭費の支給（戦傷病者特別援護法）

### ■内容

戦傷病者手帳所持者で、療養の給付を受けている方が、公務上の傷病により受給期間中に死亡した場合、その葬祭を行う遺族の方（遺族でない場合は実際に葬祭を行った方）に対して支給されます。

### ■窓口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

## 国立保養所への入所（戦傷病者特別援護法）

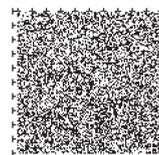
### ■内容

戦傷病者手帳所持者で、公務上の傷病により重度の障害（第2項症以上）があり、入所の必要があると認められた方は、国立保養所（別府重度障害者センター）へ入所できます。

### ■窓口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁）

☎5320-4078 FAX5388-1403



### 手話通訳者の派遣

#### ■対象

聴覚障害者および言語機能障害者の団体または個人

#### ■内容

健聴者や関係団体との意思疎通を円滑にするため、必要に応じて派遣します。(ただし、営業活動等、派遣できない場合があります)

- ①区に登録された手話通訳者を派遣します。
- ②派遣業務受託者から手話通訳者を派遣します。

#### ■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係 (区役所 3階) ☎3228-8832 FAX3228-5662

#### ■申込み

- ①障害福祉相談窓口 (区役所 3階) ☎3228-5611 FAX3228-5611

E-mail : shuwa@city.tokyo-nakano.lg.jp

パソコンまたはスマートフォンから電子申請もできます。中野区公式ホームページからアクセスしてください。

- ②東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX3354-6868

E-mail : haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

### 要約筆記者の派遣

#### ■対象

聴覚障害者および言語機能障害者の団体または個人

#### ■内容

日常生活の様々な場面で、筆記によるコミュニケーションが必要な時に、要約筆記者を派遣します。(ただし、営業活動等、派遣できない場合があります)

#### ■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係 (区役所 3階) ☎3228-8832 FAX3228-5662

#### ■申込み

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX3354-6868

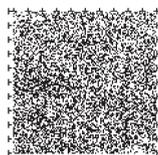
### 緊急ネット通報(東京消防庁)

#### ■対象

聴覚、または音声機能・言語機能に障害のある方

#### ■内容

あらかじめ登録をした携帯電話・スマートフォンを使ってメールで「火災」「救急」の通報ができます。登録は直接東京消防庁へ。



## ■問 合 せ

東京消防庁「緊急ネット通報」利用案内のモバイルホームページアドレス  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/mob/>  
東京消防庁問合せアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

## 緊急通報ファックス用カードの配付

### ■対 象

聴覚、音声機能・言語機能に障害のある方でファックスを日常生活の手段としている方

### ■内 容

火災、救急、事故、泥棒などをファックスで通報するための「緊急通報カード」を配付します。

### ■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階） ☎3228-8956 FAX3228-5662

## 聴覚障害者向け情報配信事業

### ■対 象

聴覚に障害のある方

### ■内 容

なかの区報を主な内容とする情報を、より分かりやすい文章等にして、メールまたはFAXでお送りします。

### ■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662  
中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの5階） ☎・FAX5380-3330

## 「声のなかの区報」の配付

### ■対 象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

### ■内 容

なかの区報を音読み、録音したCDまたはデジCDを希望者に無料で郵送します。（CDまたはデジCDは繰り返し利用するため回収します）

### ■問 合 せ

広聴・広報課 広聴係（区役所7階） ☎3228-8803 FAX3228-5476  
中野区障害者福祉事業団 ☎3388-2941 FAX3388-2942

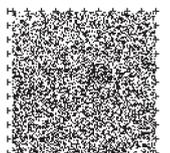
## 点字版「なかの区報」の配付

### ■対 象

視覚に障害のある方

### ■内 容

点字版「なかの区報」を希望者に無料で郵送します。



## ■問 合 せ

広聴・広報課 広聴係（区役所7階） ☎3228-8803 FAX3228-5476

## 「声のないせす」の配付

### ■対 象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

### ■内 容

生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」を音読し、録音したCDまたはデジCDを希望者に無料で郵送します。（CDまたはデジCDは繰り返し利用するため回収します）

### ■問 合 せ

文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係（区役所8階）

☎3228-8863 FAX3228-5456

中野区障害者福祉事業団 ☎3388-2941 FAX3388-2942

## 「声のなかの区議会だより」の配付

### ■対 象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

### ■内 容

なかの区議会だよりを音読し、録音したCDまたはデジCDを希望者に無料で郵送します。（使用後、CDおよびデジCDは回収します）

また、区議会事務局において貸出も行っています。

### ■問 合 せ

区議会事務局（区役所10階） ☎3228-5585 FAX3228-5693

## 点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」の閲覧

### ■対 象

視覚に障害のある方

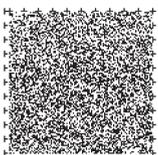
### ■内 容

点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」は障害福祉相談窓口（区役所3階）、障害者福祉会館、中野区社会福祉協議会、中央図書館にて閲覧できます。また、点訳データは中野区公式ホームページからダウンロードできます。

### ■問 合 せ

「なかの生活ガイド」 広聴・広報課 広報係（区役所7階） ☎3228-8803 FAX3228-5476

「障害福祉のしおり」 障害福祉相談窓口（区役所3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662



## 代筆・代読支援者の派遣

### ■対象

視力による理由から、文字等の読み書きをすることが困難な方

### ■内容

生活するに当たり必要となる申込書等の代筆や、郵便物、新聞及び雑誌、取扱い説明書等の代読を行う支援者を派遣します。

### ■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所 3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

## 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

### ■対象

#### ①団体派遣

失語症者の自立した生活や社会参加の支援を目的とした活動を行う区内の団体

#### ②失語症サロン

失語症者

#### ③個人派遣

区内に住所を有する失語症者で、区の失語症サロンへの参加経験がある方

### ■内容

#### ①団体派遣

失語症者が参加している団体に対して、意思疎通支援者を派遣します。

#### ②失語症サロン

失語症者と意思疎通支援者との交流やマッチングを目的としたサロンを開催します。

#### ③個人派遣

失語症者個人の日常生活上の外出等において、意思疎通支援者を派遣します。

### ■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所 3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

### ■申込み

障害者福祉会館 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

## 外出支援

## 車いすの貸出

### ■対象

一時的に車いすを必要とする身体状態の方

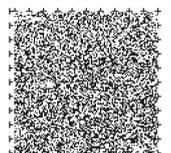
介護保険でサービスを受けられる方は、介護保険が優先になります。

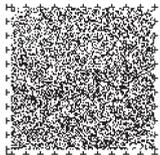
### ■内容

通院等必要に応じて一時的に貸出します。

### ■手続に必要なもの

利用者が中野区民である事を確認できるもの（健康保険証など）





## ■問 合 せ

① 1週間以内の貸出（場合によっては最大1週間の延長可能） 無料

南中野区民活動センター	☎3382-1456	新井区民活動センター	☎3389-1411
弥生区民活動センター	☎3372-4000	江古田区民活動センター	☎3954-6811
鍋横区民活動センター	☎3383-2731	沼袋区民活動センター	☎3389-4571
東部区民活動センター	☎3363-0751	野方区民活動センター	☎3330-4121
桃園区民活動センター	☎3382-5151	大和区民活動センター	☎3339-6141
昭和区民活動センター	☎3385-1274	鷺宮区民活動センター	☎3330-4111
東中野区民活動センター	☎3364-6677	上鷺宮区民活動センター	☎3970-9131
上高田区民活動センター	☎3389-1311		

② 1か月程度の貸出 無料

障害福祉相談窓口（区役所3階）	☎3228-8956
中部すこやか福祉センター	☎3367-7788
北部すこやか福祉センター	☎3389-4321
南部すこやか福祉センター	☎3380-5551
鷺宮すこやか福祉センター	☎3336-7111

◎ 社会福祉法人中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンターでも車いすの貸出を行っています。身体障害者手帳の有無は関係ありません。区内在住・在勤・在学者は、1か月以内は無料です。社会福祉協議会会員の場合は、3か月まで延長が可能です。

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター（社会福社会館スマイルなかの3階）

☎5380-0254

## 自動車運転教習費の助成

### ■対 象

区内に住所を有する18歳以上で次の要件のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級の方（ただし、下肢・体幹機能障害は1～5級、内部障害は1～4級）
- ② 愛の手帳1～4度の方

### ■内 容

自動車運転免許を取得する際の費用のうち助成限度額までの実費を助成します。助成は2回に分けて行います。

※助成限度額

第一種普通自動車運転免許 申請時の住民税額が20万円未満の方は164,800円、住民税額が20万円以上の方は82,400円

### ■手 続 き

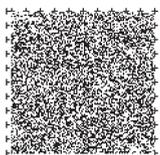
運転免許試験場で行う適性検査に合格し、教習所に入所した後、免許取得前に申請してください。免許を取得してからでは、助成されません。

### ■手続に必要なもの

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 教習所への入所料、学科教習料、技能教習料および教材費のうち、申請時まで必要のもの各領収書（内訳の明記が必要）
- ③ 運転免許試験場で発行する身体適格審査書（内部障害の場合は不要）
- ④ 本人の銀行口座のわかるもの
- ⑤ 申請時の住民税額を証するもの（転入の場合）

## ■問 合 せ

障害福祉課 在宅福祉係（区役所3階） ☎3228-8953 FAX3228-5662



## 自動車改造費の助成

### ■対象

区内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、その障害が、上肢、下肢、または体幹機能障害1・2級の方 ※所得制限（本人、配偶者、扶養義務者）があります。

### ■内容

就労等のために対象者自身が所有または取得する自動車のブレーキやアクセル等を改造するのに必要な費用を助成します。※助成限度額 133,900円以内の実費

### ■手続き

改造前に、申請してください。交付が決定してから改造を行い、助成費は改造後に支払います。

### ■手続に必要なもの

①身体障害者手帳 ②改造を行う箇所および経費の見積書 ③運転免許証 ④本人の銀行口座のわかるもの ⑤前年の所得額（本人、配偶者、扶養義務者それぞれ）を確認できるもの（転入の場合）

### ■問合せ

障害福祉課 在宅福祉係（区役所3階） ☎3228-8953 FAX3228-5662

## ヘルプマーク

### ■対象者

援助や配慮を必要としている方（障害者手帳の交付の有無などは問いません）



### ■内容

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

### ■配付場所

障害福祉相談窓口（区役所3階）、各地域事務所、各区民活動センター（地域事務所を併設している区民活動センターを除く）、各すこやか障害者相談支援事業所、都営地下鉄各駅事務室（一部駅を除く）、都営バス各営業所、都立病院など ※詳しくは東京都福祉局ホームページをご覧ください。

### ■問合せ

東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課（都庁） ☎5320-4147 FAX5388-1413  
障害福祉課 障害者施策推進係（区役所3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

## ヘルプカード

### ■対象者

援助や配慮を必要としている方（障害者手帳の交付の有無などは問いません）



### ■内容

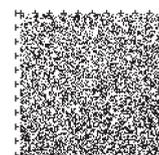
自ら「困った」となかなか伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身につけておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。援助する人に伝えたい情報を記入できるようになっています（名前・連絡先・配慮してほしいことなど）。

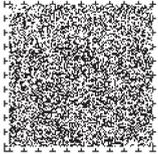
### ■配付場所

障害福祉相談窓口（区役所3階）、各地域事務所、各すこやか障害者相談支援事業所

### ■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662





## 東京都障害者休養ホーム

### ■対 象

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②障害者(児)に同行する付き添いの方 ただし、障害者(児)1人につき1人

### ■内 容

障害者(児)が家族や仲間とくつろげる保養施設(東京都が指定)を利用した人の宿泊利用料の一部(1泊につき大人6,490円、小学生以下5,770円、付添者3,250円)を助成します。助成回数は、1人年度2泊までです。

### ■手 続 き

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか福祉センターにある申込書により、直接予約申込をしてください。

### ■問 合 せ

公益財団法人日本チャリティ協会 ☎3353-5942 FAX3359-7964

## 駐車禁止規制の適用除外

### ■主 な 対 象

(1)身体障害者手帳所持者で次の等級の方

- ①視覚障害1～3級・4級の1 ②聴覚障害2～3級 ③平衡機能障害3級
- ④上肢機能障害1級・2級の1・2級の2 ⑤下肢機能障害1～4級
- ⑥体幹機能障害1～3級 ⑦運動機能障害の上肢は1級・2級 ⑧移動機能は1～4級
- ⑨心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸機能障害1級・3級
- ⑩免疫・肝臓機能障害1～3級

(2)愛の手帳所持者で1・2度の方

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者で次の方

1級で自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている方

(4)戦傷病者手帳所持者で次の方

- ①上肢・下肢機能障害・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害の特別項症～第3項症
- ②視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害の特別項症～第4項症

### ■内 容

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両が除外対象となります。車両を離れるときは、この除外標章(ステッカー)とともに「運転者の連絡先または用務先」を車の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。

### ■手 続 き

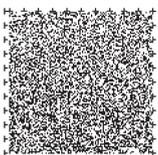
※詳細は、管轄の警察署(交通課)へお問い合わせください。

- ・障害者手帳等
- ・住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)

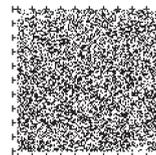
障害者の方の居住地を管轄する警察署へ申請してください。更新手続は有効期限の2か月前から可能です。本人以外が申請する場合には警察署へお問い合わせください。

### ■窓 口

中野警察署 ☎5342-0110 野方警察署 ☎3386-0110



# 日常生活用具(小規模改修を含む)の給付



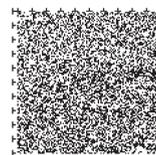
重度障害者や難病患者等の日常生活を容易にするため、調査の上、次のような用具が給付されます。それぞれの種目ごとに限度額があり、限度額までは区が負担します。65歳以上の方と40歳以上の特定疾病による介護保険対象者で障害のある方が※印の付いている用具を希望される場合は、介護保険が優先されます。購入後の申請はできません。事前にご相談ください。

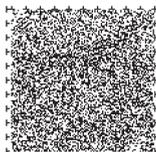
詳しくは、下記へお問い合わせください。

■ 障害者支援係（区役所3階） ☎3228-8706 ファク3228-5662

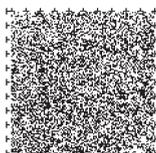
## ■ 重度障害者の方

分類	種目	対象者
介護・訓練支援用具	※特殊寝台	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	※特殊マット	次のいずれかに該当する方 (1) 原則として3歳以上で、知的障害の程度が1度または2度の方 (2) 原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方 (3) 18歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方（常時介護を要する方に限る）
	※特殊尿器	原則として学齢以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る）
	入浴担架	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方（入浴にあたり家族等の介助を要する方に限る）
	※体位変換器	原則として学齢以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	※移動用リフト	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	移動用リフト スリングシート	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
自立生活支援用具	※浴槽 (湯沸器を含む)	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度の方 (3) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方
	※入浴補助用具	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害を有し、入浴に介助を必要とする方
	※便器	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度の方 (3) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢若しくは体幹の障害を有する方
	※移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する方 (1) 原則として3歳以上で、平衡機能または下肢若しくは体幹の障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方 (2) 内部障害者で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方（注1）
	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の障害を有する方 またはてんかんの発作等により頻繁に転倒する方





自立生活支援用具	特殊便器	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度または2度の方
	火災警報器	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	聴覚障害者用火災警報器	火災発生の感知が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、聴覚障害の程度が3級以上の方
	火災警報器 (単独)	障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が3級以上(聴覚障害の場合は6級以上) または知的障害の程度が3級以上の方
	自動消火装置	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	電磁調理器	18歳以上で、障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 視覚若しくは上肢の障害の程度が1級若しくは2級の方または下肢若しくは体幹の障害の程度が1級の方 (2) 知的障害の程度が1度または2度の方
	ガス漏れ警報器	障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、臭覚機能を喪失したか、下肢または体幹の障害の程度が1級以上の方
	専用通報機	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	屋内信号装置	18歳以上で、聴覚障害の程度が1級または2級の方(聴覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方で、日常生活上必要と認められる方に限る)
	音響案内装置	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(2級の方については、送信機に限る)
	空気清浄器	18歳以上で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の方
	エアコンディショナー	18歳以上で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方(医師により体温調節機能を喪失したと認められた方に限る) 注2
	※ポータブルトイレ	原則として学齢以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	補聴器対応電話	おおむね18歳以上で、聴覚障害の程度が3級または4級の方
フラッシュベル	原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能の障害の程度が3級以上の方	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流療法を受ける患者に限る) 注3
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方 注2
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方 注2
	視覚障害者用体温計(音声式)	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る)
	視覚障害者用体重計	18歳以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る)
	視覚障害者用血圧計	18歳以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る)
	自家発電装置	在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方 注2
蓄電池	在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方 注2	
	カーインバーター	在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方 注2

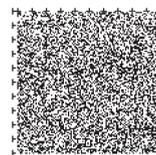


情報 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	原則として学齢以上の、音声言語機能障害者または肢体不自由者で、発声・発言機能に著しい障害を有する方
	情報・通信支援用具(障害により給付品目に制限有)	次のいずれかに該当する方 (1) 視覚障害の程度が1級または2級の方(文字を書くことが困難な方に限る) (2) 上肢障害の程度が1級または2級の方(文字を書くことが困難な方に限る)
	点字ディスプレイ	原則として学齢以上の視覚障害の程度が2級以上であって、必要と認められる方
	点字器	視覚障害の程度が1級または2級の方
	点字タイプライター	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(就労し、若しくは就学している方または就労が見込まれる方に限る)
	ポータブルレコーダー	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢以上で、本装置により文字等を読むことが可能になる方
	視覚障害者用時計(音声式又は触読式)	学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある方で本装置が必要と認められる方
	人工喉頭	喉頭摘出をした方で、本器具が必要と認められる方
	会議用拡聴器	原則として学齢以上で、聴覚障害の程度が4級以上の方
	携帯用信号装置	原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能の障害の程度が3級以上の方
排泄管理 支援用具	視覚障害者用図書	視覚障害のある方で、情報の入手を点字等により行っている方
	地デジラジオ	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	ストーマ装具	膀胱、直腸機能に障害があり、障害者手帳を所持する、人工肛門、人工膀胱の手術を受けた方
住宅改修費	紙おむつ等	3歳未満で発生した疾病等により、常時失禁状態にある方(65歳以上の方は新たに申請できません)で、次に該当する方 (1) 身体障害の程度が1級または2級の方 (2) 他の事業等による同種のサービスを受けていない方
	収尿器	高度の排尿機能障害の方
住宅改修費	※居宅生活動作補助用具(小規模改修)	学齢以上65歳未満で、次のいずれかに該当する方 (1) 下肢または体幹の障害の程度が3級以上の方 (2) 内部障害者で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方(注1) (3) 視覚障害の程度が2級以上の方

(注)1 内部障害者とは、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害のある方のことをいいます。

(注)2 診断書又は医師の意見書が必要

(注)3 診断書が必要

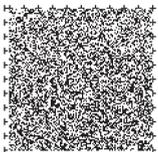


## ■難病患者等の方

種 目	対 象 者
※便器	常時介護を要する方
※特殊マット	寝たきりの状態にある方
※特殊寝台	寝たきりの状態にある方
※特殊尿器	自力で排尿できない方
※体位変換器	寝たきりの状態にある方
※入浴補助用具	入浴に介助を要する方
※移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等)	下肢が不自由な方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある方
※移動用リフト	下肢または体幹の障害のある方
居宅生活動作補助用具 (小規模改修)	下肢または体幹の障害のある方
特殊便器	上肢の障害のある方
訓練用ベッド	下肢または体幹の障害のある方
自動消火装置	火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの方およびこれに準ずる世帯の方
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器を装着している方

※の付いている用具を希望される場合は、介護保険が優先されます。

※お問い合わせは各すこやか福祉センター(中部、北部、南部、鷺宮)へ(18~19ページをご覧ください)



# 住 宅 改 善 事 業

重度障害者(児)の日常生活の安全と利便を図るため、居住する住宅の浴室等の改善を行います。住宅改善の種目ごとに限度額があり、世帯の課税状況により自己負担があります。また一定以上の課税世帯は対象となりません。工事開始後の申請はできません。事前にご相談ください。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

障害者支援係 ☎3228-8706 FAX3228-5662

分類	種 目	対 象 者
中規模住宅改善	浴室、便所、玄関、台所または居室等の改善	6歳(台所の改善にあつては、18歳)以上65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が2級以上の方 (2) 内部障害者 <sup>*</sup> で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方 (3) 知的障害の程度が1度の方 (4) 上肢、下肢、体幹または視覚障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方 介護保険の支給対象となる方は、介護保険支給分をひいた額が限度額となります。
移動設備の設置	家屋内における移動を容易にし、日常生活の自立の促進を図ることのできるもの	6歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢または体幹の障害の程度が1級で、歩行ができない方 (2) 内部障害者 <sup>*</sup> で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方

※内部障害者とは、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害のある方のことをいいます。

